

呉市緑の基本計画の改定について

1 改定の趣旨等

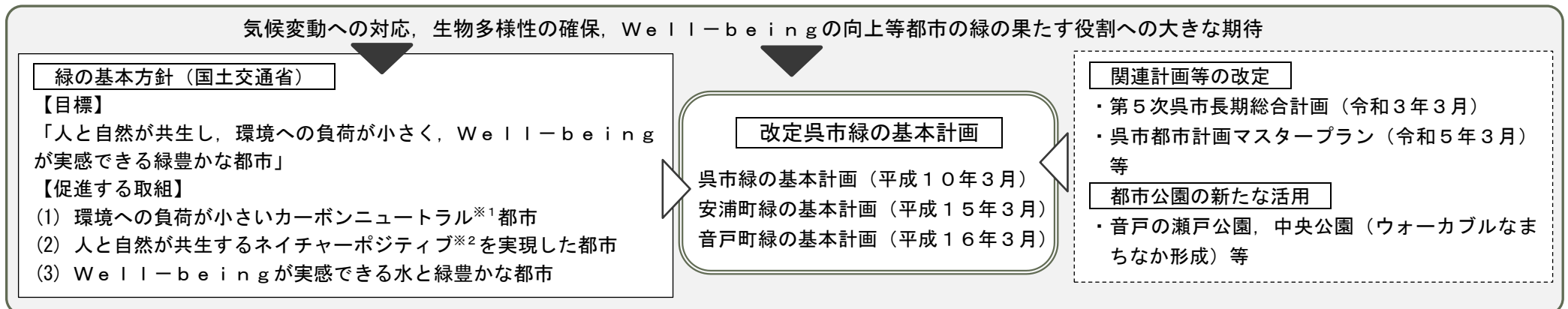
(1) 策定の状況

緑の基本計画（以下「計画」といいます。）は、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定により、市町村が緑地の保全及び緑化に関する将来像や目標、推進のための施策等を定める基本計画です。本市では、旧呉市が平成10年に、また、安浦町が平成15年に、音戸町が平成16年に計画を策定しており、これらに基づく施策等を進めてきました。

(2) 改定の趣旨

近年、地球温暖化による気候変動への対応や生物多様性の確保、幸福度（Well-being）の向上など、都市の緑地が果たす役割に、より大きな期待が寄せられています。そのような中、昨年の都市緑地法の改正により、都市における緑地の保全等の取組を一層促進するため、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）が国から示されました。

本市の計画は、策定から20年以上が経過し、これまでの間に都市緑地法等の関係法令の改正や呉市長期総合計画等の関連計画の改定等が行われており、また、音戸の瀬戸公園、中央公園等において、都市公園の新たな活用の取組を進めていることから、これらの公園を含めた緑地について、社会情勢の変化等を踏まえた新たな方針を示す必要があるため、本市の計画を改定するものです。



※1 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を実質的にゼロにすること。

※2 ネイチャーポジティブ：自然環境の損失を止め、回復させることで、生物多様性を高める考え

(3) 計画で定める主な事項

- ア 緑地の保全及び緑化の目標
- イ 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- ウ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項（都市公園の整備及び管理に関する事項など）

(4) 計画の位置付け

本市の計画は、国が示す緑の基本方針に基づくことを基本として、第5次呉市長期総合計画に即し、呉市都市計画マスタープラン等の関連計画との適合・調和を図って改定します。

2 改定の方向性

本市の計画は、緑の基本方針で示された「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」を踏まえた計画とすることを基本として、呉市全域を対象とした計画として改定します。また、都市公園の再整備や官民連携による新たな活用など都市公園に関する取組方針等を併せて検討し、これからの公園づくりの指針となる計画とします。

3 検討体制

本市の計画の改定に当たっては、幅広く意見を求めるため、学識経験者、環境や子育て等の関係団体及び市民代表で構成する検討会議を設置します。

4 スケジュール（予定）

令和7年度及び令和8年度の2か年で改定作業を行う予定です。

		令和7年度												令和8年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画改定		計画改定																							
	検討会議																								
	議会（行政報告）																								
	市民意見																								

※3 アンケート調査：緑地に関する満足度や今後取り組むべき施策、緑化等に関する市民の活動状況、都市公園に求める機能や施設等、緑地の保全及び緑化に関する市民意識について調査します。